

国連人権高等弁務官事務所
人権委員会

2016年4月19日

拝啓

人権委員会総括所見フォローアップの特別報告者として、第6回日本定期報告審査のフォローアップについてここにご報告申し上げます。

第111会期の最後に、委員会は貴国の政府代表部に総括所見を送付しました。ご存知のように、その中のパラグラフ28で、委員会は締約国に対して総括所見のパラグラフ13、14、16、18にある懸念領域に関して、1年以内に追加情報を提供するよう要請しました。

2015年7月27日、委員会は締約国より回答を受け、2016年3月の第116会期にて、政府より受けた情報を分析して以下の決定を採択しました。

パラグラフ13:

【E】: パラグラフ (a), (b), (d), (e) に関して、委員会は締約国がその第6回定期報告書 (CCPR/C/JPN/6) および課題リストへの回答 (CCPR/C/JPN/Q/6/Add.1) で提示した情報を繰り返していることに留意をし、委員会の勧告とは逆に、締約国は勧告実施の意思はないと述べていることを遺憾に思う。委員会はその勧告を再び繰り返す。

【B2】: (c) 委員会は、締約国が現在の証拠開示手続きの枠組みを強化して、被告側にすべての起訴資料への完全なアクセスを保障できていないことを遺憾に思う。また、拷問あるいは虐待により引き出した自白は証拠として使わないことを保障する措置は何も取られていないことを遺憾に思う。委員会は、検察が保管している証拠の標目一覧とそれに関するその他の情報の分類を開示する新しい制度を導入するために、現在改革案が検討中にあることに留意する。委員会は以下の情報を要求する。

- (i) これらの議論への市民社会の関わりに関する情報も含め、この法案の採択に向けた進捗状況。
- (ii) 新しい制度を適用するための基準案と、それが死刑に関わるすべての事件に適用されるのかどうか。
- (iii) 被疑者の尋問のビデオ録画はこの法案に含まれているのか、そしてそれは死刑判決を含むすべての事件にどのように適用されるのか。

パラグラフ14:

【B2】: 委員会は締約国が提示した情報に留意するが、2014年7月23日付けの日本に関する総括所見 (CCPR/C/JPN/6) の採択の後に取られた措置に関するさらなる情報を求める。その中には、日本の首相が謝罪を行い、締約国は元慰安婦への支援として1億円の償いを約束したと伝えられている締約国と韓国政府との間で2015年12月に交わされた合意も含まれる。委員会はまた以下の事項のための措置に関する情報を要求する、(a) すべてのケースを調査し、加害者を訴追して処罰する、(b) 被害者とその家族に最大限の賠償を提供する、(c) 入手可能な証拠のすべてを開示する、(d) 被害者の名誉棄損や起きた事実の否定の企てを非難する、(e) 教科書に取りあげて生徒を教育する。

パラグラフ16:

【B2】: 委員会は2015年3月に国会に提出された法案にある改正案を歓迎するとともに、法案の内容に関する情報と可決に向けた進捗状況および議論への市民社会の関わりに関する情報を要求する。委員会はまた、法案には刑事罰が盛り込まれているか、低賃金労働の雇用に走らないように技能実習生に最低賃金を設けているかどうかについて情報を要求する。

【C2】：実地調査と人身取引事件やその他の労働侵犯の捜査、訴追および処罰のためにとった措置に関して、委員会は、労働基準監督署、入国管理局、法務省の実地調査に取り組む努力を認める。委員会は、2014年7月に日本の第6回定期報告書の総括所見（CCPR/C/JPN/CO/6）を採択して以降、実地調査の回数を増やすためにとった措置に関して情報を求める。委員会はまた、過去3年間で行われた実地調査の回数と調査の結果に関する情報を要求する。

【C2】：独立した申し立ての仕組みの設置に関して、委員会は勧告を再び繰り返す。

パラグラフ 18：

【C2】：(a) 委員会は、保釈金など勾留に代わる方法が、起訴前の勾留の間に正当に検討されるようにするための措置が取られてこなかったことを遺憾に思う。委員会は勧告を再び繰り返す。

【B2】：(b) 委員会は2015年3月に国会に提出された法案に留意する。弁護士を依頼する権利は逮捕の瞬間から始まり、あらゆる状況において保障すべきであるという委員会の勧告に法案が十分に適っているかなど、法案の進捗状況に関するさらなる情報が必要とされる。委員会は、被告弁護人がすべての取り調べの間、同席できることを保障するという観点より、締約国の被告弁護人に関する見解を検討しなおすよう求める。委員会はまた、法案の議論における市民社会の参加に関する情報を要求する。

【B2】：(c) 委員会は取調べの時間と取調べの方法に厳格な制限を設けるための措置が何も取られてこなかったと思えることに留意する。委員会は取調べのビデオ録画に関する法案の情報を受けとったことを確認し、法案の進捗状況、議論への市民社会の参加、そして法案により設定されるビデオ録画の条件に関する情報を要求する。さらに、ビデオ録画を要求している法案はすべての取調べに適用されるのかどうか知らせてほしい。

【C2】：(d) 委員会は、締約国は独立した申し立て審査メカニズムを設置すべきであるという勧告を再び繰り返す。

上記で求めている情報が委員会事務局に2016年6月10日までに届くようお願いいたします。回答は人権委員会事務局にワード文書として電子的に送ってください（Kate Fox kfox@ohchr.org と Fernanda Santana fsantana@ohchr.org）。いただいた回答は後のいずれかの会期において検討されます。

委員会は規約の実施に関して日本当局と建設的対話を続行できることを楽しみにしています。

敬具

Sarah Cleveland
総括所見フォローアップ特別報告者
人権委員会